

▼議案55 松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例

松田町生涯学習センターの運営の適正化を図るために使用料の改正をするため、提案されたものです。総務文教常任委員会に付託し、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員（会報）のとおりに賛成多数で可決しました。

本会議で委員会報告を行い、採決の結果、可決となりました。

▼議案68 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴う国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の国民健康保険税

の減額等について、所要の改正をするため、提案されたものです。

指定管理

▼議案57 松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について

▼議案58 松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について

▼議案59 松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について

以上の3施設を令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、有限会社みやまの里を指定管理者に指定するものです。

▼議案60 松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、NPO法人アシガラパイトナーズを指定管理者に指定するものです。

議案第55号 松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例

総務文教常任委員会報告（抜粋）

1. 審査の結果 採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
2. 審査の内容 教育課長及び担当職員出席のもと、詳細な説明を受け質疑を行い慎重に審査しました。審査の結果、慢性的な赤字を抱える松田町生涯学習センターに関し、様々な試算による料金改定への影響を鑑みても赤字幅を縮める手段として、今回の料金改定は有効と判断しました。

議案第55号 松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例【討論】

反対討論

井上 栄一 議員

私は、議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。この一部改正の条例は、松田町生涯学習センターのホール・練習室等の基本使用料について利用者に受益者負担をという趣旨で使用料を増額する一部改正です。

委員会報告では、「慢性的な赤字を抱えるため」とありますが、旧町民文化センター開館のとき、「これだけの規模の施設を町がどう維持管理していくのか。という課題に対し町当局は、同時期に開設するチェックメイトカントリークラブからのゴルフ場利用税と同クラブからの町有地や2カ町組合からの土地貸付収入で賄える」としました。4年度決算の生涯学習センター管理費の決算額は約4360万円、ゴルフ場利用税と土地貸付収入合わせた4年度収入決算額は、約1億円です。大雑把な数字ですが、旧町民文化センターの維持管理費の財源とするという開設当初の目的には十分な額だと理解します。

そして、生涯学習センターのような施設は、これだけの面積や設備を備える建物は民間の力でもなかなかできないところ、町民や近隣の市民・町民に生活の豊かさをもたらすため、文化の向上のために自治体が作り上げている施設であり、利用者の負担は使用に伴う電気料金等の負担程度に抑えるべきであります。

まして、今回の生涯学習センター条例の一部改正条例では、いきなり2倍以上の使用料の増額であります。改正予定の松田町生涯学習センター大ホール使用料は、令和3年に開館した小田原市の三の丸ホールよりも、また平成4年に開館した南足柄市文化会館大ホールよりも高い使用料となります。今回のような使用料が増額されれば、現在年間6回程度の外部利用が今後はますます減少していくのではないのでしょうか。

以上の観点から、松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例における使用料の増額補正には、強く反対します。以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。